

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

消防本部 予防課

許認可等の内容		完成検査済証の再交付
根拠法令等及び条項		危険物の規制に関する政令第8条第4項、第5項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	危険物の規制に関する政令第8条第4項、第5項
	参考事項	危険物の規制に関する政令第8条第3項
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>危険物の規制に関する政令 第8条</p> <p>4 前項の完成検査済証の交付を受けている者は、完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した市町村長等にその再交付を申請することができる。</p> <p>5 完成検査済証を汚損し、又は破損したことにより前項の申請をする場合は、申請書に当該完成検査済証を添えて提出しなければならない。</p>	